

佐賀大学医学部掲示等取扱要項

(平成16年4月1日制定)

第1 医学部内における掲示等の取扱いは、この要項による。

第2 掲示の場所、利用種別等は、次のとおりとする。

場 所	使 用 種 類
公 用 掲 示 板	大学公示用 教職員対象 学生・学生団体対象
学 生 用 掲 示 板	学生及び学生団体用
一 般 用 掲 示 板	学会，その他一般
学部内における講演会等の連絡及び受付場所の指示等のための立看板による掲示は、医学部長が指定した場所とする。	

第3 掲示は第2に掲げる場所以外にしてはならない。ただし、特別の理由により、医学部長が必要と認めたときはこの限りでない。

第4 掲示物の内容又は形状は、次の各号に該当するものであってはならない。

- (1) 違法又は不当な行為を目的とするもの
- (2) 特定の政治目的をもつもの
- (3) 営利を目的とするもの（職員，学生の福利厚生のためのものを除く。）
- (4) 特定の個人，団体等を誹謗又はその名誉を傷つけるもの
- (5) 虚偽の事項を記載したもの
- (6) 内容，形状等が著しく品位に欠けるもの
- (7) 責任者名の記載のないもの

第5 掲示の期間は、原則として7日以内とする。

第6 掲示（大学公用を除く。）をしようとする者は、掲示物を教職員にあっては総務課（医学部附属病院玄関掲示板に関しては、患者サービス課）を、学生にあっては学生サービス課をそれぞれ経て医学部長に提出しなければならない。

第7 医学部長は、掲示物の提出があった場合は、その内容・形状等を審査のうえ、掲示物に掲示期間を明示した確認印を押して交付するものとする。

第8 医学部長は、許可した内容に相違する掲示物、掲示期間を経過した掲示物及び確認印のない掲示物を発見したときは、直ちに当該責任者に撤去を命じ、又は関係職員に指示して撤去させるものとする。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月21日改正）

この要項は、平成17年4月21日から施行し、平成17年4月1日から適用する。